

介護保険料納入通知書の公示送達について

地方税法第 2 0 条の 2、介護保険法第 1 4 3 条の規定に基づき次の者に対する令和 8 年度介護保険料の納入通知書を居所不明等により、公示送達する。

なお、納入通知書は砂川市長が保管し、いつでも下記の者に交付する。

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

砂川市長 飯 澤 明 彦

記

| 賦 課 台 帳 の 住 所 | 納 入 義 務 者 |
|---------------|-----------|
| <div></div>   | 宮 本 浩     |

## 地方税法

### (公示送達)

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

## 介護保険法

### (地方税法の準用)

第 143 条 保険料その他この法律の規定による徴収金（第百五十条第一項に規定する納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）については、地方税法第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。